

国民年金保険料免除等の申請

国民年金保険料を納め忘れた状態で、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合には「免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので申請ください。申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請することもできますので、申請を忘れていた期間がある方はご相談ください。

●**持ち物**：年金手帳、マイナンバーカードまたは通知カード、**本人確認ができる書類**（後述あり）、印鑑、ハローワークの離職票または雇用保険受給資格者証（失業している方）

●**本人確認ができる書類**（①または②をお持ちください）：

①官公署発行の顔写真付き書類1点

（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など）

②顔写真のない書類2点

（健康保険証、年金手帳、日本年金機構からの通知書など）

※代理人が申請する場合は、上記の持ち物のほか代理人の本人確認書類が必要です。

※同一世帯以外の方が、代理で申請する場合は委任状も必要です。

■**問・申請場所**：税務町民課町民係 ☎0234-42-0133 立川総合支所総合支所係 ☎0234-56-3389
鶴岡年金事務所 ☎0235-23-5040



令和元年度県民芸術祭参加事業

第15回庄内町芸術祭開幕記念事業『**おだ はもん ひろ みらい** 穏やかな波紋 広がる未来』

第15回目を迎える庄内町芸術祭に、今年度は9/1(日)～11/30(土)まで22事業が参加します。その3カ月にわたる庄内町芸術祭の開幕を飾るイベントです。ぜひご来場をお待ちしています。

●**日時**：9/1(日) 13:30～

●**会場**：響ホール

●**記念事業**：庄内町と友好町である宮城県南三陸町の文化協会の方々を招き、相互の団体による発表を行います。

●**入場料**：無料

●**その他**：南三陸町の三原色画展も同時開催

■**問合せ**：第15回庄内町芸術祭実行委員会事務局（社会教育課文化スポーツ推進係内） ☎0234-56-3312



出演 あまるめ少年少女合唱団

町有財産を売却または貸与します

●**貸与または売却対象物件**：旧堆肥生産センター（添津字高寺48ほか）の施設および敷地

●**募集要項配布**：役場農林課と立川総合支所総合支所係で配布します。また町HPからもダウンロードできます。物件の仕様や貸付額および売買価格など詳細は募集要項でご確認ください。

●**現地説明会**：1回目 8/15(木) 13:30～ 2回目 8/22(木) 13:30～
※申込方法などは募集要項に記載しています。

●**応募期間**：8/30(金)まで

（土日・祝日を除く。受付時間は9:00～17:00）

●**スケジュール（予定）**：貸与または売却先の決定 令和2年1月
貸与開始または売却 令和2年2月

■**問合せ**：総務課管財係 ☎0234-42-0174、農林課農産係 ☎0234-42-0178



熱中症に注意しましょう

「熱中症」は高温多湿な環境に長くいることで、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもってしまうことで起こります。屋外だけでなく、屋内でも何もしないときでも発症し、重症化すると死亡することもあります。気温の高い日が続くこの時期は、特に注意が必要です。

熱中症を予防するには「**水分補給**」と「**暑さを避ける**」ことが大切です。

<水分補給>

- ・のどが渇く前にこまめに水分補給をしましょう
- ・汗をかいた時は塩分補給も忘れずに

<暑さを避ける>

室内では	屋外では
<ul style="list-style-type: none"> ・窓や扉を開けて風通しをよくしましょう ・エアコンや扇風機を効果的に使いましょう ・遮光カーテン、すだれ、打ち水を利用しましょう ・室温をこまめに確認しましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・通気性の良い、吸湿性・速乾性のある衣服を着用しましょう ・日傘や帽子を着用しましょう ・日陰を利用し、こまめに休憩をとりましょう ・車内ではエアコンで適温を保ちましょう



■**問合せ**：保健福祉課健康推進係 ☎0234-42-0148

歯周疾患検診を受けましょう！

山形県後期高齢者医療広域連合では、高齢期における健康を維持し、食べる楽しみをいつまでも得られるよう、歯を失う大きな原因となっている歯周疾患の予防を目的に、歯周疾患検診事業を実施しています。お口の健康は、全身の健康につながります。次の対象者に該当する方には、受診券・受診票を送付しています。この機会にぜひ受診ください。

対象者	昭和18年4月1日から昭和19年3月31日に生まれた方で保険証（後期高齢者医療被保険者証）をお持ちの方（ただし、平成30年10月1日～平成31年3月31日までの間に歯科受診歴がある者を除く）
実施場所	山形県歯科医師会に所属している歯科医院
実施期間	8/1(木)～12/31(火)
受診料金	無料
受診方法	事前に受診する歯科医院に予約してください。その際「山形県後期高齢者医療広域連合の歯周疾患検診」であることをお伝えください。
受診の際の持ち物	受診券・受診票・保険証

※受診券・受診票を紛失などされた場合および不明な点は、問合せください。

■**問合せ**：山形県後期高齢者医療広域連合事業課給付係
☎0237-84-7100
税務町民課国保係 ☎0234-42-0153

